

平成 2 9 年度

福島町議会定例会 1 2 月会議

平成 2 9 年 1 2 月 1 3 日 (水)

一般質問通告書

福島町議会


平成29年度福島町議会定例会12月会議一般質問通告書目次

番号	氏名	質問事項	頁
1	滝川 明子	①（日向、上町）国道の交通安全について ②ゆとらぎ温泉にシーズン券を	1
2	佐藤 孝男	①今後の農林産業体制について	3
3	木村 隆	①これからの包括的支援事業（介護予防政策）の考えは	4

平成29年12月 6日
10時48分 受領

平成29年12月6日

福島町議会議長 溝部 幸基 様

福島町議会議員 2番 滝川 明子 

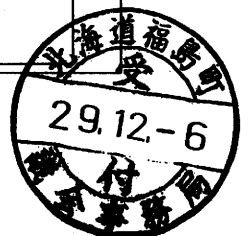
一般質問通告書

平成29年12月13日開催の平成29年度福島町議会定例会12月会議において、下記の件について質問したいので、福島町議会会議条例第63条第2項の規定により通告します。

記

質問事項	質問の要旨	質問の相手
① (日向、上町) 国道の交通安全について	「ここから40キロ」の速度標識が出ておりま す日向、上町の交通安全対策が心配です。 2度も通行車が飛び込んで来て、家屋を壊され、 人に被害は無かったものの、以降、体調をくずし た例など不安を抱えている町民が少なくないの です。 「ここから40キロ」の標識は目立ちませんの で冬期の道路状況なども考え、特別な対策が必要 ではないでしょうか、お考えをお聞かせください。	町 長

- (注) 1 質問の要旨は、具体的に記載すること。
2 質問の相手は、町長、行政委員会の長又は監査委員とする。



質問事項	質問の要旨	質問の相手
<p>②ゆとらぎ温泉にシーズン券を</p>	<p>「高齢者に無料の温泉バス」や「優待券サービス（入湯税150円）」等は大変喜ばれておりますが、64歳以下の働き盛りや若者に対しても知内町のこもれび温泉のようにシーズン券を活用してはいかがでしょうか。まちづくり工房と関わってくるでしょうが、町負担として高齢者サービスと同様に取組めば温泉利用者は増えると考えます。又、小学生以下は無料となっておりますが中学生、高校生まで無料にしてはいかがでしょうか。ゆとらぎ温泉は家族で楽しく親しむ地域の社交場です。お考えをお聞かせください。</p>	<p>町長</p>

平成29年12月 6日
11時04分 受領

平成29年12月 6日

福島町議会議長 溝部 幸基 様

福島町議会議員 7番 佐藤 孝男



一般質問通告書

平成29年12月13日開催の平成29年度福島町議会定例会12月会議において、下記の件について質問したいので、福島町議会会議条例第63条第2項の規定により通告します。

記

質問事項	質問の要旨	質問の相手
今後の農林産業体制について	<p>① 椎茸生産者の原木の数は年間3万本必要となっている。ほとんどの生産者は木材業者から購入しているが、残りは町から払い下げで購入しているが年々厳しくなっていく現状である。当町として、今後、どれだけ協力できるのか伺います。</p> <p>② 村田町政の時、農作物保冷库(2庫)を購入して頂いたが、現在では黒米で満タンの状態である。管理は農協で行っているが、農業者から保冷库の増を望む声が多く、増設を希望するがいかがか。</p> <p>③ 毎年のように新函館農協知内支店にお願いし、穀物検査を行っているが、知内町の検査が一段落してからでないと、当町の検査は行ってもらえない。毎年11月下旬から12月初めである。福島町の農業者は9月下旬から10月上旬に収穫しても、検査を受けなければ農産物を販売することが出来ない。1日も早く販売するためにも、当町で穀物検査員の資格者を確保して頂きたい。</p>	町長


- (注) 1 質問の要旨は、具体的に記載すること。
2 質問の相手は、町長、行政委員会の長又は監査委員とする。



平成29年12月 6日
11時09分 受領

平成29年12月6日

福島町議会議長 溝部 幸基 様

福島町議会議員 5番 木村 隆 

一般質問通告書

平成29年12月13日開催の平成29年度福島町議会定例会12月会議において、下記の件について質問したいので、福島町議会会議条例第63条第2項の規定により通告します。

記

質問事項	質問の要旨	質問の相手
これからの包括的支援事業（介護予防政策）の考えは	<p>国は団塊の世代が75歳となる2025年を目途に重度な介護状態になっても住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるよう、いわゆる地域包括ケアシステムの構築を進めています。平成26年6月に成立した「地域医療介護総合確保推進法」による大きな枠組みのもと、平成27年度から新しい形での地域支援事業として、総合事業（介護予防・日常生活支援総合事業）と包括的支援事業がスタートしています。（移行期間が3年間）</p> <p>本年度から当町でも新しい形で総合事業が始まり、要支援1、2の認定者、チェックリストの対象になった方、65歳以上の方を対象に様々な施策が展開されています。</p> <p>新しい包括支援事業では従来の4つの事業※1に、介護予防政策の充実を図るため、在宅医療・介護連携推進事業、生活支援体制整備事業、認知症総合支援事業の新しく3事業が加えられています。国は平成30年度までに新しい包括支援事業</p>	町長

- (注) 1 質問の要旨は、具体的に記載すること。
2 質問の相手は、町長、行政委員会の長又は監査委員とする。



質問事項	質問の要旨	質問の相手
	<p>が市町村で完全実施されるよう要請しており、これによって地域で高齢者を支える社会が実現するとしています。その反面、医療体制や人手不足等の要因により市町村の介護予防政策の格差は、どんどん広がっていくことが予想されています。人口が4千人近くなり高齢化率40%を超える当町ではどういった施策が必要なのか以下の点について伺います。</p> <p>① 在宅医療と介護サービスを一体的に提供する体制の構築を推進（在宅医療・介護連携推進事業）の具体的な施策の内容。</p> <p>② 高齢者の社会参加及び生活支援の充実を推進（生活支援体制整備事業）の具体的な施策の内容。</p> <p>③ できる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる地域の構築を推進（認知症総合支援事業）の具体的な施策の内容。</p> <p>④ 地域包括ケアを進めるのにふさわしい地域資源を築くために地域包括支援センターにおいては、平成27年から地域ケア会議が改正介護保険法のなかで位置づけられるようになった。平成30年から地域ケア会議の充実となっているが、当町の現在の状況は。</p> <p>※1 介護予防ケアマネジメント、総合相談支援事業、権利擁護業務、包括的継続的ケアマネジメント支援業務</p>	